

令和2年度鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会(議事要旨)

1 第1回(令和2年10月5日)

(1) 労働者側委員の主張

- ・ 新車販売を支えているのは「人」であり、産業の持続性や企業の競争力を維持・向上するには、労働の質の高さにふさわしい賃金水準を実現する必要がある。
- ・ 「関係労使のイニシアティブにより設定する」という産別最賃では、個別の労使間交渉の結果締結された企業内最賃協定が、より尊重されるべきである。協約の無い半数近くの労働者にとって、自動車最賃が賃金の底支えになっており、組織-未組織労働者間の格差や、正規-非正規労働者間の格差の是正に、寄与している。
- ・ Dランク各県の7月の有効求人倍率の対前年比から、新型コロナの影響をみると、鹿児島の低下幅0.28は、全国0.51や、大分0.43より少ない。
- ・ 連合鹿児島が調べた今年の自動車販売部門の賃上げは4,477円1.8%で、昨年の4,920円2.09%を下回ったが、全産業の3,761円1.75%や商業流通部門の4,174円1.7%を上回っている。
- ・ 連合の調査によると、自動車小売業の各組合の県別平均賃金は、鹿児島は239,707円でDランク8県中、最も高いが、自動車小売業最低賃金額は、大分と並んで、宮崎に次いで低い。

(2) 使用者側委員の主張

- ・ 自動車(新車)小売業についての労使双方の意見には、それ程のへだたりはないものと考えている。
- ・ 「マーケットの状況」としては、昨年10月の消費税増税により売上が大きく前年割れになったところに、新型コロナの影響を受け、先行きの不透明感も大きく、経営的にもかなり厳しい。
- ・ 「有効求人倍率」は、雇用の需給関係を反映しており、今年度7円引上げで結審した島根局の今年7月の有効求人倍率1.44倍は、鹿児島の1.07倍より高く、島根ではまだ人手不足が続いていると思われる。鹿児島では来春の新規採用予定者の懇談会でも、バイト先の勤務時間が大幅に減ったことが話題になるなど、人手の余剰感が認められる。
- ・ 「鹿児島の特徴」として、労働者側の資料から、平均賃金は最も高いが、これは自動車整備や販売など、特別な技能・知識が必要な職種の労働の質の高さを、しっかりと評価しているためである。自動車最賃を考える際には、一般事務や、離島についても考慮すべきである。

2 第2回(令和2年10月13日)

(1) 労働者側委員の主張

- ・ Dランク各県の平均額854円との差から10円引上げ、地域別最賃との比率の平均107.9%から12円引上げ、連合鹿児島による自動車販売部門の2020賃上げ4,477

円（1.8%）から29円（率では16円）引上げ等のデータを総合的に勘案して10円の引上げを求める。

- ・ 10円引上げた場合の影響率は2.01%で、昨年の1.33%よりも高いが、2018年の2.59%、2017年の3.07%よりも低く、中小企業に大きな悪影響はないと思う。16円まで引上げて影響率は変わらないが、今年は新型コロナの影響を考えないわけにはいかないため、10円を主張する。

（2）使用者側委員の主張

- ・ 中小の同業者からは新型コロナの影響で非常に厳しい窮状を聞いており、今年4月～9月期の販売実績・決算状況の数字を見ても厳しく、本来ならばとても最賃を上げられる状況にはない。
- ・ しかしながら、新型コロナの下で感染対策をとりながら頑張ってくれた従業員に少しでも報い、最低賃金引上げの足取りを残すために、1円引上げを提示する。

3 第3回(令和2年10月23日)

（1）労働者側委員の主張

- ・ 今年度の審議は、新型コロナの影響を無視することはできないので、影響がより大きいと思われるパート労働者の3月以降の賃金を、毎月勤労統計調査の卸小売業で見ると、時間額換算の前年同月比が40円から75円上がっている。当県は他県に比べると、影響は少なかったのではないかと。
- ・ 有効求人倍率と結審時の引上額は、必ずしも直結はしないが、他局の結審額の県最賃との比率をみると、それ程の落込みはないのではないかと。
- ・ 個別の労使交渉ができない未組織労働者の賃金を底支えし、また、県最賃と比べて適用除外があり「基幹的労働者」に適用が限定される産業別最賃の特性を考慮して、5円の引上げを求める。

（2）使用者側委員の主張

- ・ 現状の景況や先行きが不透明で、今年の引上額がどれくらいの影響を与えるのか、わからない。
- ・ 最賃の引上げにより労働者の生活が向上し、消費にも回るという好循環は重要だが、雇用を守ることが最も重要である。6月の調査による影響率は提示されているが、この影響率も日に日に変わり、今後、「1円の重み」が経営に重くのしかかる。鹿児島県の特性として、離島の中小零細も抱えており、最賃を安易には上げられない。ギリギリのところ、1円を提示する。

- （3）労使の主張に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益見解（3円引上げて時間額847円）が示された。採決の結果全会一致により結審し、同日、鹿児島労働局長あて答申された。